



農業所得の 申告方法が 変わります

今まで農業所得がある方の確定申告の際、田畑の面積などから所得額を算出する「農業所得標準」という制度がありました。

この制度は、平成19年（平成18年分所得）の確定申告から廃止され、収支の計算を行なって所得額を算出しなければならなくなります。

このため、出荷伝票など収入金額の分かる書類や、領収書など必

要経費の分かる書類を保管し、集計して確定申告を行うことになりました。

収支計算や記録方法など、詳しくは問い合わせください。

※農産物の家事消費などの目安となる金額（記帳簡素化のための基準金額）についても、農業所得標準と併せて平成18年分から廃止されますのでご注意ください。

収支計算のしくみ

$$\boxed{\text{収入金額}} - \boxed{\text{必要経費}} = \boxed{\text{所得金額}}$$

▷収入金額とは

販売金額、自家消費、補助金など
→出荷伝票、仕切書などの収入金額の分かる書類が必要です。

▷必要経費とは

種苗費、肥料費、農具費、減価償却費など
→請求書、領収書など必要経費の分かる書類が必要です。

問合せ先

・市役所税務グループ

☎ 52-11111 (内線246)

・刈谷税務署

☎ 21-62111 (代)

国民健康保険の 給付額の一部が 変わりました。

国民健康保険税で給付される出産育児一時金と葬祭費の給付額が、10月1日から次のとおり変更されました。

出産育児一時金

10月1日以降の出産から支給額が30万円から35万円になりました。

葬祭費

10月1日以降の死亡から支給額が10万円から5万円になりました。

問合せ先

市役所市民窓口グループ
☎ 52-11111 (内線216・261)

高浜市中小企業退職金 共済制度加入促進補助金を ご利用ください

退職金の準備は万全ですか。

市では、市内に事業所がある中小企業者を対象に、従業員の福祉の増進と雇用の安定を図るため、退職金共済制度に新たに加入する中小企業者に対し、中小企業退職金共済制度加入促進補助金を交付する制度を行なっています。

あなたの企業も加入を考えてみ

ませんか。

対象 「中小企業退職金共済制度」

および「特定退職金共済制度」に新たに加入され1年を経過し、12か月分の掛け金を納付した方

内容 12か月分の掛け金の10%（従業員ごと上限1万円）を1年間助成します。

※市の補助制度のほかに、国の助成制度もあります。

詳しくは、問い合わせください。

問合せ先

市役所地域産業グループ
☎ 52-11111 (内線271)

衣浦東部都市計画生産緑地 地区変更案の縦覧

衣浦東部都市計画生産緑地地区に関する変更案を縦覧します。ご意見のある方は、10月30日(月)までに市へ意見書を提出することができます。

縦覧期間 10月16日(月)～30日(月)

午前8時30分～午後5時15分

※土曜日・日曜日は除きます。

縦覧場所 計画管理グループ

(市役所2階)

問合せ先

市役所計画管理グループ

☎ 52-11111 (内線274)